



5 関係機関からのお願い

1 幼稚園・小中学校・保育園・子ども園等からのお願い

このような施設の近くに標識の設置を必要とする規模の建物を建てる際にはその建物が関係施設に与える影響について事前にその区域の学校長、園長等へ説明願います。また、建物の規模にかかわらず同様の地域で工事を実施する場合についても工事開始前に関係施設長へ工事施工場所、工事期間、工事責任者の名前、連絡先などをお知らせ下さい。

不明な点は、下記にお問い合わせください。

- 教育委員会事務局 学校運営課 教育施設係（幼稚園・小中学校）
- 子ども家庭部 子ども総合センター（児童館・学童クラブ等）
- 子ども家庭部 保育園子ども園課 運営係（保育園・子ども園等）

2 関東鉄道協会からのお願い

鉄道線路に近接する建築物等の確認申請をされる方は、その工事中の安全対策等について、事前に下記の関係各社に協議下さるようお願いいたします。

- 東京都交通局（都営地下鉄・都営荒川線）
建設工務部 保線課 都庁第二庁舎11F中央 ☎5320-6151
- 小田急電鉄(株)
工務部 新宿区西新宿1-8-3 ☎3349-2395
- 京王電鉄(株)
鉄道事業本部 工務部 保線課 多摩市関戸1-9-1 ☎042-337-3244
- 西武鉄道(株)
鉄道本部 工務部 施設課 所沢市くすのき台1-11-1 ☎042-926-2272
- 東京地下鉄(株)（東京メトロ）
鉄道本部 工務部 土木課 台東区東上野3-19-16 ☎3837-7093
- 東日本旅客鉄道(株)
東京支社 北区東田端2-20-68 ☎5692-6134

3 電波伝搬障害防止制度における高層建築物に関する届出について

地表高31mを超える建築物等を建築しようとする建築主は、工事着工前に伝搬障害防止区域を示した図面（伝搬障害防止区域図）で区域内であるかを確認し、該当する場合は、その敷地の位置、建築物等の高さ及び高層部分の形状などを書面により総務大臣に届け出ることが必要です。

- 伝搬障害防止区域内で、かつ、地表高31mを超える建築物等の新築
- 伝搬障害防止区域内で、かつ、地表高31mを超える建築物等の増築、改築、移設、修繕又は模様替え

※地表高31m以下の場合、届出の必要はありません。

※伝搬障害防止区域図は関東総合通信局、一般社団法人電波産業会及び都市計画部建築指導課構造設備担当の窓口にて縦覧できます。

相談・各種届出（高層建築物等予定工事届ほか）

● 総務省 関東総合通信局 無線通信部陸上第一課

HP www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/other/koso/index.html

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22F

☎6238-1763

（無線回線と建物との位置関係の計算について、高層建築物等が障害原因の対象になるかどうかは、総務省の判断となります）

● 一般社団法人 電波産業会 利用促進部

HP www.arib.or.jp/service/gyomu5-densyo.html

千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F

☎5510-8591

4 公共下水道台帳閲覧のご案内

公共下水道施設（区部の区道、都道、国道内）の埋設状況を調査されたい方は、下記の方法で台帳閲覧の調査を行えます。

なお、宅地内や私道の下水道管（排水設備）については、個人の財産となるためお調べできません。

※宅地内や私道の排水設備については、資料がないためお調べできませんので、所有者又は使用者に確認するか、現地調査をお願いします。

①インターネットによる台帳閲覧について「施設平面図（縮尺1/500）のみ」

東京都下水道局公式ホームページ <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

「お仕事の方」の ▶下水道台帳案内から閲覧ができます。

②窓口（都下水道局台帳閲覧室）での台帳閲覧について

窓口（閲覧場所）	閲覧時間
東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎 下水道局台帳閲覧室	月曜日～金曜日 9:00～17:00
担当：東京都下水道局 施設管理部 管路管理課 施設情報管理係 ☎ 5320-6618	

※土、日、祝日及び年末、年始（12/29～1/3）は閉庁のため、窓口での閲覧は行っておりません。また、お電話やFAX等での調査、お問合せは、聞き違い等、誤った情報を伝えてしまう恐れがあるため、お取扱いはしてありません。

5 排水設備計画届出書の提出について

家屋の新築、増改築等に伴って、排水設備の工事を計画するときは、東京都下水道条例第4条により排水設備計画届出書を下水道局に提出することが義務付けられています。

また、排水設備工事は、下水道局が指定した「東京都指定排水設備工事事業者」でなければ施工できません。

問い合わせ先…下水道局 西部第一下水道事務所 お客さまサービス課 排水設備係 ☎5343-6207



下水道局では、届出書を受理したときは届出済証（ワッペン）を交付しています。

6 家具類の転倒・落下・移動防止対策について

地震時における家具類の転倒・落下・移動は、直接当たってけがをするだけでなく、つまずいて転んだり、割れた食器やガラスを踏んだり、避難経路を塞いだりするなどいろいろな危険をもたらします。

近年発生した地震被害では負傷者の3～5割の方々が屋内における家具類の転倒・落下によって負傷していることが判明しています。

また、東日本大震災を受け、東京消防庁が実施した調査では、家具類の転倒・落下・移動が高層階に行くほど多く発生している傾向が確認されました。この原因の一つに長周期地震動の影響が考えられます。

地震時に室内で発生する負傷者を減らすために、家具類の転倒・落下・移動防止対策を講じていただくよう、区民の方のご理解をお願いいたします。

【転倒・落下・移動防止策の事例】

家具類の転倒・落下・移動防止対策

本棚・タンスなどの場合

限社は、壁裏センサーやアンカーなどで固定することができます。

家具の足元に強度がない場合は、脚立輪全体に栓を取り付けたり、脚立輪を取り付けます。

足立輪の取付を壁に直接取り付けする場合は、壁の強度のある部分(石膏ボード製の間柱等)に栓で固定します。

高層階では、高層階に比べ揺れが小さくなる傾向があり、家具類の転倒・落下に加え「移動」が発生します。家具類の移動で「踏まれる」「ぶつかるといった」ことが、避難経路がふさがれるなど避難経路が塞がれる可能性があります。

日常的に動かす家具

脚立式移動防止の止り輪で固定することができます。

キャスター・ローラがあるものは、キャスターをロックします。

ガラス厨付家具の場合

扉は開かないように止め具を付けます。

ガラス厨は、扉部防止フィルムを貼ります。

ガラスを使用する場合は、ストッパー式防動装置の取付を併用すると効果が期待されます。

上下に分かれたいる家具は半学室固定を併用します。

日常的に動かさない家具

ひびきたけ壁紙はローラー式を貼ります。

キャスター・ローラを固定します。

していますか？
家具類の転倒・落下・移動防止対策

詳しくは、東京消防庁ホームページをご覧ください
東京消防 協 会

東京消防庁

問い合わせ先……四谷消防署 防災安全係 ☎3357-0119
 牛込消防署 防災安全係 ☎3267-0119
 新宿消防署 防災安全係 ☎3371-0119

